農産物サプライチェーンにおける持続可能性要件

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

煙害と2014年越境煙害汚染法

農産物サプライチェーンの持続可能性は、煙害（ヘイズ）を通じてシンガポールで社会的な問題となりました。スマトラとカリマンタンで農園のための土地開墾を目的に放たれた火により、シンガポールは繰り返し煙に覆われてきました。特に1997年、2013年、2015年が顕著です。2015年、環境大臣はシンガポールの損失を7億シンガポールドルと推計しました。[1]

議会はこれに対し、2014年越境煙害汚染法（Transboundary Haze Pollution Act 2014）で応えました。同法は2014年8月5日に可決され、2014年9月25日に施行されました。同法の適用範囲は異例の広さを持っています。シンガポール国内外の主体による行為で、シンガポールにおける煙害汚染を引き起こし、またはそれに寄与するものに適用されます。また、企業を対象とし、自らの経営支配下にある者による焼き払いを容認する企業も含まれます。[2] 同法の民事・刑事規定は、煙害の日数ごとに累積し、法定の上限に達するまでの罰金を定めています。[3]

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

執行は困難であることが明らかになりました。証拠はインドネシアにあり、インドネシア当局は同法を自国の管轄権への介入とみなしているからです。2015年の煙害の後、国家環境庁（National Environment Agency）はインドネシアの企業6社に通知を発しました。2017年3月までにそのうち2社に対する調査を終結しましたが、Asia Pulp & Paperの供給業者が関わる4件は2021年9月の時点でなお係属していました。[4] 市場による制裁の方が迅速でした。シンガポール環境評議会（Singapore Environment Council）は、Asia Pulp & Paperによるグリーン・ラベルの使用を一時停止しました。その後、スーパーマーケット・チェーンのNTUC FairPriceは同グループの製品を店頭から撤去しました。製品が店頭に戻ったのは、同グループが火災管理に投資し、強化された認証を取得した後のことでした。[5] この一件は、取引ハブの本拠地市場における評判上の圧力が、域外適用の刑事法では実現しにくいことを達成し得ることを示しました。

民間基準：RSPOと森林破壊ゼロの誓約

業界の最初の対応は、民間による規制でした。持続可能なパーム油のための円卓会議（Roundtable on Sustainable Palm Oil）は、生産者、トレーダー、製造業者、小売業者、非政府組織の団体として2004年に設立されました。本拠はチューリッヒ、事務局はクアラルンプールにあります。同会議は、数回の改訂を経た原則と基準に照らして、農園とサプライチェーンを認証しています。環境団体は、認証地域でも森林破壊が続いていることや執行が弱いことを批判しています。[6]

第二の対応は、企業自身からもたらされました。2013年12月5日、Wilmarは、森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロの方針を誓約しました。この方針は自社の事業と第三者の供給業者に適用されます。この誓約は非政府組織によるキャンペーンを受けたものでした。そのうちの一団体は後に、Wilmarを世界最大かつ最も汚いパーム油トレーダーと呼びました。[7] 他のトレーダーも同様の方針を採用しました。その意義は、責任が供給業

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

者にまで及ぶ点にあります。数千の搾油工場から買い付けるトレーダーは、それぞれの工場の果房がどこから来るのかを把握しなければなりません。これにより、トレーサビリティは商社の中核的な機能となります。

Golden Agri-Resourcesは、こうした方針の背後にある商業的な圧力を示しています。2010年頃、ユニリーバやネスレを含む複数の大口の買い手が、持続可能でない慣行に対するキャンペーンを受けて、同社の子会社との契約を解除しました。[8] シンガポール上場の生産者は、欧州と北米の消費者市場へのアクセスに依存しています。そのため、生産国の法律が何と定めていようと、それらの市場の要求が事実上拘束力を持つことになります。

EU森林破壊防止規則

欧州連合は、こうした民間の誓約を法律に変えました。森林破壊フリー製品に関する規則（EU）2023/1115は、牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材と、それらから派生する一定の製品を対象としています。事業者がこれらの製品をEU市場に投入できるのは、2020年12月31日以降に森林破壊が行われていない土地に由来し、生産国の法律に適合し、かつデューデリジェンス声明が提出されている場合に限られます。[9]

同規則の適用は2度延期されています。2024年12月の改正で1年延期され、2025年12月19日の2度目の改正で、デューデリジェンス要件の修正とともに再び延期されました。大企業と中堅企業の事業者は2026年12月30日から、零細企業と小企業は2027年6月30日から遵守しなければなりません。欧州委員会は2026年5月4日に簡素化レビューを公表しました。[10]

同規則は生産国をリスクによって分類しています。2025年5月22日の実施法の下で、インドネシアとマレーシアは標準リスクに、シンガポールは低リスクに分類されています。[11] シンガポールが低リスクに分類されていることは、実務上ほとんど意味を持ちません。同規則は、コモディティが生産された国を基準とするからです。したがって、インドネシア産のパーム

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

油やマレーシア産のゴムを欧州の買い手に販売するシンガポールのトレーダーは、顧客がデューデリジェンス声明を提出するために必要な位置情報データとリスク評価を提供しなければなりません。

マレーシアとインドネシアは、同規則が自国のパーム油の大きな割合を生産する小規模農家を差別するものだと批判しています。[12] この対立により、シンガポールを拠点とするグループは、事業を営む生産国と、製品を供給する消費市場との間で微妙な立場に置かれています。二つの隣国との政治的関係については、第I部第IV章で検討します。

取引機能としてのトレーサビリティ

煙害に関する立法、民間基準、EU規則が重なり合った結果、農業商社は変容しつつあります。トレーダーは現在、農園の衛星監視、供給元の搾油工場のマッピング、苦情処理手続、監査システムに投資しています。これらの機能には、トレーダーや物流担当者に加えて、データ専門家、法律家、サステナビリティ担当者が必要です。シンガポールはこの変化から恩恵を受けています。これらの機能は地域本社に集中しており、東南アジアでは地域本社の多くがシンガポールに置かれているからです。

銀行も同じ論理に従っています。パーム油取引に融資する貸し手は、独自のサステナビリティ方針を適用し、借り手に森林破壊ゼロの誓約の遵守を示すよう求めています。シンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore）は、第K部第II章で説明するとおり、銀行が信用リスク管理の一環として環境リスクを管理することを期待しています。こうして持続可能性は、市場アクセスの条件であると同時に、資金調達の条件ともなったのです。

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

注

1. Wikipedia, “Transboundary Haze Pollution Act 2014”（2026年11月最終閲覧）：1997年、2013年、2015年の煙害。環境大臣は2015年の損失を7億シンガポールドルと推計。国家環境庁は、自社の土地での火災をめぐり、インドネシアの企業6社に法的通知を発した。 ↩

2. Wikipedia, “Transboundary Haze Pollution Act 2014”（前掲）：2014年8月5日に制定、2014年9月10日に裁可、2014年9月25日に施行。Wikipedia, “Transboundary Haze Pollution Act 2014”（前掲）：同法は、シンガポールに影響する煙害に寄与する“firms or entities in or outside Singapore”を対象とし、企業を標的とする。自らの経営支配下にある者による汚染を容認する企業も含む。 ↩

3. Transboundary Haze Pollution Act 2014, sections 5 and 6（犯罪および民事責任）。煙害汚染1日につき最高10万シンガポールドル、合計で最高200万シンガポールドルの罰金。 ↩

4. Wikipedia, “Transboundary Haze Pollution Act 2014”（前掲）：PT Bumi Sriwijaya SentosaおよびPT Wachyuni Mandiraに対する調査は2017年3月までに終結。2021年9月時点で4件が係属中であり、その4社はAsia Pulp and Paperの供給業者であった。 ↩

5. Wikipedia, “Asia Pulp & Paper”（2026年11月最終閲覧）：NEAは、2015年の煙害に責任を負う可能性のある5社の一つとしてAPPを挙げた。シンガポール環境評議会は“instituted a temporary restriction on the use of Singapore Green label certifications”。NTUC FairPriceはAPPの製品を撤去した。APPは火災管理に1億米ドルを投資し、後にシンガポールの店頭に復帰した。 ↩

6. Wikipedia, “Roundtable on Sustainable Palm Oil”（2026年11月最終閲覧）：2004年設立。本拠はチューリッヒ。事務局はクアラルンプールにあり、ジャカルタにサテライト・オフィスを置く。Wikipedia, “Roundtable on Sustainable Palm Oil”（前掲）は、認証地域でも森林や

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

泥炭地への拡大が続いているとする環境NGOの批判、労働者の権利団体の批判、そしてRainforest Action Networkの批判を紹介している。 ↩

7. Wikipedia, “Wilmar International”（2026年11月最終閲覧）：“On 5 December 2013, Wilmar committed to a No Deforestation, No Peat & No Exploitation Policy”。自社の事業と第三者の供給業者を対象とする。Wikipedia, “Wilmar International”（前掲）：2018年のグリーンピースの報告書はWilmarを“the biggest and dirtiest palm oil trader in the world”と表現した。2013年のWWFの報告書は、同社をテッソ・ニーロ国立公園（Tesso Nilo National Park）で違法に栽培されたパーム果房と結び付けた。 ↩

8. Wikipedia, “Golden Agri-Resources”（2026年11月最終閲覧）：2010年頃、バーガーキング、ユニリーバ、ネスレは、持続可能でない農業を理由にGARの子会社との供給契約を解除した。 ↩

9. European Commission, “Regulation on deforestation-free products”（environment.ec.europa.eu、2026年11月最終閲覧）：対象コモディティは牛、カカオ、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材。製品は“deforested after 31 December 2020”の土地に由来してはならない。主たる法令は規則（EU）2023/1115。 ↩

10. European Commission, “Regulation on deforestation-free products”（前掲）：2024年12月の第1次改正で適用を延期。2025年12月19日の第2次改正で適用を延期し、デューデリジェンス要件を改正。大企業・中堅企業の事業者および取引業者には2026年12月30日から、零細企業・小企業には2027年6月30日から適用。簡素化レビューは2026年5月4日に公表。 ↩

11. European Commission, EUDR country classification list（green-forum.ec.europa.eu、2026年11月最終閲覧）：インドネシアとマレーシアは“standard risk category”、シンガポールは“low risk category”。高リスクはベラルーシ、北朝鮮、ミャンマー、ロシア。European

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

Commission, “Regulation on deforestation-free products”（前掲）：実施法は2025年5月22日に採択。 ↩

12. EUDRに対するインドネシアとマレーシアの共同の異議（パーム油生産国評議会（Council of Palm Oil Producing Countries）を通じた2023年のブリュッセルへの共同ミッションを含む）については、両国政府の2023年の声明を参照。 ↩

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com